

GⅢ第10回ウエスタンヤング競走の開催に係るキャンペーン等運営業務に関する提案実施要領

【日程】

参加申請期間	令和5年3月10日(金)～令和5年3月22日(水) 午後4時必着
質問の受付期間	令和5年3月10日(金)～令和5年3月15日(水) 午後4時必着
質問最終回答	令和5年3月17日(金)
参加資格確認結果の通知	令和5年3月24日(金)
業務提案書提出期間	令和5年3月25日(土)～令和5年4月3日(月) 午後4時必着
審査結果通知	令和5年4月中旬(予定)

1 業務概要

(1) 業務名称

GⅢ第10回ウエスタンヤング競走の開催に係るキャンペーン等運営業務(以下「本業務」という。)

(2) 目的

令和5年6月10日から6月15日まで開催するGⅢ第10回ウエスタンヤング競走において、キャンペーン等を実施することにより売上向上を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 見積限度額

総額 3,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

①電話投票キャンペーン 1,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

②YouTube配信 2,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

ただし、①、②の金額は契約(予定)金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。見積書内訳には①、②をそれぞれ分けて記載すること。

なお、総額を上回る金額で見積を行ったときは、失格となる。

(5) 契約期間

契約締結日から令和5年7月31日

2 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格は、公告日を基準日として、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 全国のポートレース場において、現在又は過去5年間にイベント企画運営業務(広報宣伝等)を請け負った実績を有すること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(3) 次のア又はイに該当すること。

ア 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されている競争入札参加の有資格者であること。

イ 上記アに該当しないで参加申請期間の終了までに、別紙①に示す、物品の購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格審査申請に必要な書類を提出し、鳴門市が適当と認めた者。

(4) 本市の入札参加資格停止期間中でないこと。

(5) 鳴門市暴力団排除措置要綱(平成24年8月1日制定)に基づく排除措置を受けていないこと。また、経営不振の状態(破産手続き、会社更生手続き、その他類似の手続きを開始されたとき又は手形取引停止処分がなされたとき)にないこと。

- (6) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動、宗教活動、社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団等の反社会勢力に該当しないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。

3 参加手続き等

本件公募型プロポーザル方式による業者選定への参加希望者は、次に示す提出書類を提出期間内に提出すること。

- (1) 提出書類
 - ①プロポーザル参加表明書（様式1）
 - ②誓約書（様式2）
 - ③事業者情報カード（様式3）
 - ④全国のボートレース場におけるイベント企画運営業務（広報宣伝等）の受託実績を証する書類（契約書の写し等）
 - ⑤鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されていない者は別紙①に示す、物品の購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格審査申請に必要な書類を提出し、鳴門市に相当と認められること。
- (2) 提出期間 令和5年3月10日（金）～令和5年3月22日（水）午後4時必着
- (3) 提出場所 〒772-8510 鳴門市撫養町大桑島字凜岩浜48-1
鳴門市企業局ボートレース企画課
電話：088-685-8111、FAX：088-685-0342
E-mail：y1.yamashita@city.naruto.i-tokushima.jp
- (4) 提出方法 参加事業者による持参又は郵送（書留）とする。
受付時間は、ボートレース企画課勤務日の午前9時から午後4時までとする。
受付については持参の場合は、事前に電話連絡をすること。
郵送による場合は、事前に電話連絡の上、封筒に「GⅢ第10回ウエスタンヤング競走企画提案参加申請書在中」と朱書きし、提出期間内に必着とする。
提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (5) 提出部数 1部
- (6) 参加辞退 参加申請後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は「プロポーザル参加辞退書（様式4）」を3-（3）に定める提出場所に提出しなければならない。
- (7) 確認結果 提出書類の確認の結果、令和5年3月24日（金）に、参加表明書等を提出された参加表明者には、提案資格確認結果通知書により、参加資格結果を通知する。通知が届かない場合は、鳴門市企業局ボートレース企画課まで問い合わせること。

4 質問及び回答

本業務委託に関して質問がある場合は、「質問書（様式5）」により、質問内容を提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年3月15日（水）午後4時必着
- (2) 提出先 3-（3）のとおり
- (3) 提出方法 E-mailとする。
- (4) 質問の回答 質問に対する回答は、令和5年3月17日（金）までに全参加事業者に対して市公式ウエ

ブサイトにより行う。なお、電話及び口頭による個別の対応は行わない。

(5) その他

質問に対する回答は、仕様書等の記載内容の追加または修正とみなす。

5 業務提案書等の作成及び提出

(1) 作成方法等

- ア 提出書類 業務提案書{様式及び内容は5-(3)のとおり}
- イ 提出期間 令和5年3月25日(土)～令和5年4月3日(月)午後4時必着
- ウ 提出場所 3-(3)のとおり
- エ 提出方法 3-(4)のとおりとし、朱書き内容は「GⅢ第10回ウエスタンヤング競走企画提案書在中」とする。
- オ 提出部数 9部{正:1部(代表者印押印のもの)、副:8部(写し)}
書式は、A4判(縦、横いずれも可)とする。

(2) 提出書類の取り扱い

- ア 提出後において、内容変更及び追加は認めない。
- イ 提出された書類は返却しない。
- ウ 提出書類は、契約の締結に至った場合に使用するほかは優先交渉権者選定以外に使用しないものとし、鳴門市の文書管理規定等に従い責任を持って管理・廃棄を行う。
- エ 提出書類は、鳴門市情報公開条例に基づく開示請求により公開する可能性があるが、企業秘密など公開することで提案者に不利益のある恐れのあるものについては、公開しないこととする。
- オ 優先交渉権者選定後、業務提案書に記載された事項をもとに、契約締結に向けた仕様書の内容について協議を行うこととする。
- カ 提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 業務提案書の様式及び内容

ア 様式

- ① 任意の様式とする。{(a)業務提案書表紙、(c)見積書を除く。}
- ② A4サイズ用の紙を基本とし、1冊に左綴りで作成する。(一部A3判可)
- ③ フォントの制限はないが、見やすさに配慮すること。
- ④ ページ番号、目次、インデックス等を活用した見やすい製本とする。

イ 内容

仕様書等の内容を踏まえた上で、次表(a)から(d)の書類を作成し、提出すること。

	様式名	様式番号	作成サイズ等
(a)	業務提案書表紙	様式6	A4 1枚
(b)	企画内容	任意	任意
(c)	見積書	様式7	A4 1枚
(d)	見積書内訳	任意	任意

6 業務提案書等の評価基準

(1) 得点化方法

ア キャンペーン等運営の提案事項

参加者からの提案事項に関して、「評価項目及び配点」に示す評価事項ごとの視点から、次の6段階評価を行い、得点化する。

評 価		得点化方式
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.80
C	普通である	配点×0.60
D	やや劣っている	配点×0.40
E	劣っている	配点×0.20
F	提案なし	配点×0.00

イ キャンペーン等運営の見積金額の得点化方法

得点＝{(最も低い見積金額) / (当該事業者の見積金額)}×20点

※得点は、小数点以下第2位(小数点以下第3位を四捨五入)まで算定

(2) 評価項目及び配点

評価項目	評価事項	配点
電話投票キャンペーン	ファンや新規顧客の舟券発売向上が図れる内容であるか。	40
YouTube配信	ファンや新規顧客の舟券発売向上が図れる内容であるか。	40
提案見積に関する事項	提案見積金額	20
合 計		100

7 受託者の決定方法

(1) GIII第10回ウエスタンヤング競走の開催に係るキャンペーン等運營業務プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、提出書類についての審査を行い、選定委員会の委員の評価点の合計(以下「総得点」という。)が第1位の提案者を優先交渉権者とする。なお、委員の評価点について、合計得点で最高点及び最低点をつけた委員の評価点を除くこととする。ただし、最高点もしくは最低点をつけた委員が複数となった場合には、それぞれ1名の委員の評価点を除くこととする。

(2) 総得点と同点の者が2者以上あるときは、次により順位を決定する。

ア 提案見積評価点が高い者を上位とする。

イ 提案見積評価点と同点の場合、各委員の順位加算合計の数値が小さい者を上位とする。

(3) 優先交渉権者を特定したときは、提案者全員に対し次の事項を通知する。また、審査結果は、本市公式ウェブサイトにて公表する。

ア 優先交渉権者の総得点

イ 自己の総得点と順位

ウ 今後の手続きについて(優先交渉権者のみ)

(4) 優先交渉権者上位から契約に向けた協議を行い、双方合意の時点で企業局長が受託者として決定する。

- (5) 本市と優先交渉権者の協議が不調となり、契約締結に至らない事態となった場合には、選定において評価点が高かった事業者から順に契約に向けた協議ができるものとする。

8 契約手続き

- (1) 企業局長は、仕様書及び提案書に基づき優先交渉権者と協議し、令和5年4月下旬頃に契約を締結する。
- (2) 委託契約
- ア 契約保証金は、免除する。
- イ 契約の手続きは、鳴門市契約に関する規則の規定による。
- (3) 契約解除
- ア 企業局長は、契約締結後に受託者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合、契約を解除できるものとする。
- イ 企業局長は、受託者が提案書に記載した事項を達成する意思が認められないなど、提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

9 留意事項

- (1) 失格要件
- ア 提出書類に虚偽の記載がある場合
- イ 提出書類の作成に関して不正な行為が認められた場合
- ウ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (2) その他
- ア 本市が提供した資料は、本市の許可なく公表、使用してはならない。
- イ 本件に係る手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ウ 提案者が1名であっても提出書類の評価を実施し、基準（合計点の60%以上を獲得とする。）を満たしている場合は、優先交渉権者として決定する。

10 問い合わせ先

〒772-8510 鳴門市撫養町大桑島字凜岩浜48-1
鳴門市企業局ポータル企画課 担当：山下、宮橋
電話：088-685-8111、FAX：088-685-0342
E-mail：y1.yamashita@city.naruto.i-tokushima.jp